

介護機関事業所の申請について

居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導を行うために、薬局はみなし指定ですが、介護機関事業所としての登録が必要です。また、生活保護の患者さんに対して行うためには、別に、生活保護法の介護機関の指定を取得する必要があります。自分の薬局が登録されているかの確認は下記1及び2へ問い合わせをしてください。

1. 介護保険の担当

青森県健康福祉部高齢福祉保険課介護事業者グループ

電話：017-734-9299

2. 生活保護の担当

青森県健康福祉部健康福祉政策課保護・援護グループ（担当 江渡）

電話：017-734-9278

3. 居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導を行うための指定の申請方法

必要書類は以下の3つです。

申請書

付表5

保険薬局指定通知書のコピー

※申請書、付表は青森県庁のホームページからダウンロードできます。

申請先：030-8570

青森市長島1丁目1番1号

青森県健康福祉部高齢福祉保険課介護事業者グループ

4. 生活保護法の介護機関の指定を受けるための申請方法

上記3を取得した後での申請になります。

必要書類は申請書だけです。申請書は市福祉事務所や地方福祉事務所にあります。

弘前市、黒石市、平川市：市役所内の市福祉事務所

中郡、南郡、板柳町：合同庁舎（弘前市蔵主町）内の中南地方福祉事務所

※どちらも申請書は同じです。

申請先：市または地方福祉事務所、あるいは青森県健康福祉部健康福祉政策課保護・援護グループ